

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

平成20年4月からスタートした後期高齢者医療制度。

今号では、後期高齢者医療制度の保険料とその各種軽減・減免制度についてお知らせします。

保険年金課 ☎66♦1102

## 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳（一定の障がいがある方は65歳）以上のすべての方が加入する保険医療制度で、平成20年4月に施行されました。

この制度では、医療にかかる費用の5割を公費（税金）、4割を若い世代の保険料、残りの1割を高齢者の保険料で賄います。



## 後期高齢者医療制度の保険料

### ■保険料

後期高齢者医療制度は、県による広域連合で運営されており、保険料の計算方法は、県により決定されます。

今年度は昨年度と同様、所得割率7・85%、被保険者均等割額4万千844円（年額）となります。

### ■保険料の軽減・減免

次に該当する方は、保険料が軽減・減免されます。

①所得の低い世帯の方  
一定の要件に基づき、保険料が軽減されます。

②会社の健康保険などの被扶養者  
被保険者均等割額が9割軽減され、4千100円（年額）となります。

※被扶養者が、国民健康保険および国民健康保険組合加入者の場合はこれに該当しません。

③災害、失業などにより収入の著しい減少があった方  
災害により、住宅や家財に著しい損害を受けた方、事業の廃止、失業などにより収入が著しく減少した方は、申請により保険料の減免が認められることがあります。

## 各種負担額の減額申請を忘れずに

### ■窓口での医療費負担割合

後期高齢者医療制度では、医療費の1割もしくは3割（現役なみ所得のある方）を窓口で負担します。

しかし、所得・収入の状況などによつては、申請の手続きをしていただくことで3割から1割負担となる場合があります。対象者には、申請のお知らせを送付しますので、手続きをお願いします。

## ■入院中の食事療養に係る負担額の減額

入院中の食事療養に係る負担額として、1食につき260円が自己負担となりますが、次に該当する方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請により負担額が減額されます。

特に、現在入院している方で、認定証の交付を受けていない方は、至急手続きを行ってください。詳しくは、保険年金課へお問い合わせください。

### ①市民税非課税世帯の方

「入院日数が90日まで」

1食につき210円

「入院日数が90日を超えた場合」

1食につき160円

### ②所得が一定基準に満たない世帯の方

1食につき100円

## ■口座振替選択制度

保険料が年金から差し引かれている方のうち、口座振替による納付を希望される方は、申請により納付方法を変更することができます。詳しくは、保険年金課へお問い合わせください。